

第 13 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告 (第 4 回)

第8

泉南市子どもの権利条例の現状と課題
～市民モニターから寄せられた意見をもとに～

- (1) 子どもの権利条例を積極的に活かしていく職員研修の充実を
- (2) 子どもの権利救済制度の創設と実施運営に対する市民の願い
- (3) 第 11 条「せんなん子ども支援ネットワーク」の実効ある実施を速やかに
- (4) 泉南市が「子どもの権利救済委員会」の創設にあたって深く心に刻むべきこと

2025(令和7)年3月18日

泉南市子どもの権利条例委員会

2025(令和 7) 3 月 18 日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長	吉 永 省 三
副会長	山 下 裕 子
委 員	青 木 桃 子
委 員	前 田 百 合 子
委 員	横 井 真

第 13 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告（第 4 回）

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成 24）年 10 月制定。以下「条例」とします。）第 16 条第 4 項に基づき本報告を行います。

本年度の第 13 次報告は、子どもの自死案件への対応に係る救済制度や条例運営全般の検証を中心に、これまで 3 回にわたって市長に提出して参りました。本報告は、その第 4 回として、第 3 回までの第 1 から第 7 までに続く、第 8 をもって、これを行うものです。

泉南市の「子どもにやさしいまち」の実現に向け、条例第 16 条第 5 項に基づく市長のご尽力により、本報告の積極的な活用が図られることを、切に要望するものです。

記

第 13 次報告の第 8

泉南市子どもの権利条例の現状と課題

～市民モニターから寄せられた意見をもとに～

条例第 16 条は、第 4 項で「条例委員会及び市民モニターは、相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行い、条例委員会は市長に対して必要な報告等を行います。」と定めています。

これに基づき、2024 年度の第 1 回(8 月 26 日)に続く第 2 回として、本年 1 月 18 日に市民モニターの会を持ちました。この第 2 回は、子どもの権利救済制度を設置するための条例改正に向けた動きがまさに泉南市において進行する中での市民モニターの会となりました。

これを踏まえ、2022 年 3 月の子どもの自死とそれを受けとめて設置されようとする救済制度をめぐる「泉南市子どもの権利条例の現状と課題」がモニタリングテーマとなりました。

この会には 11 名の市民モニターの参加がありました。その中には、子ども時代に「せんなん子ども会議」（条例第 5 条）に参加し活動した 4 人の若者たちもいました。かれらは今回の条例改正案にかかわって前文を書き継ぐ文案を起草した若者たちでした。特に、その子ども時代の経験に根差して、前文に込めた思いや願いが語られ、参加者の中で共有されました。

これら市民モニターの声には、はたして今、条例が適正に実施されているのだろうか——という、泉南市子どもの権利条例の現状を懸念する声や意見も、少なからずありました。それらを概括すると、次の四つの課題として受け止められます。

第一は、泉南市の子どもの権利条例は、12 年を経過した今、市の職員や教員の皆さんに、積極的に活かすべきものとして理解されているのだろうか。職場で十分に共有されているのだろうか。市は子どもの権利条例を積極的に活かしていけるよう、職員研修をもっと充実させてほしい——と、一人の子どもが自死した事実を改めて受け止める中、再び同じ不幸を繰り返さないために、市と職員・教員に期待するがゆえの市民の声が多くありました。

第二は、設置されようとする子どもの権利救済制度に対して、市民モニターそれぞれの子育てや地域社会で暮らしてきた経験、泉南市で育ってきた市民としての経験に根差して、「やっとできた」という思い、期待する声、とともに不安や心配の声、それゆえの制度運営への率直な提言など、「子どもにやさしいまち」を心から求める市民の声がありました。いずれも、2022 年 3 月 18 日に自ら命を絶った[]さんを追悼する思いの中から、不幸な事態を決して再び繰り返してはならない、繰り返さない——との願いが込められた声でした。

第三は、第 11 条「せんなん子ども支援ネットワーク」についてです。同条は第 1 項で「子どもは、その最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています」と定め、第 2 項には「市は、子どもが前項に定める支援を受けることができるよう、せんなん子ども支援ネットワークを組織します」とあります。しかし、同条は具体的には未だ実施されていません。そして、この支援を受けることができないまま、[]さんは亡くなりました。子どもの権利救済制度の設置とともに「子ども支援ネットワーク」の速やかな実施を求める声が少なくありませんでした。

第四は、以上を踏まえる中で最も重要な課題として、泉南市が「子どもの権利救済委員会」を創設するにあたって今、2022 年 3 月 18 日、中学 1 年生であった[]さんが——社会やおとなへの信頼や希望を失って——自ら命を絶ったという、その事実を、改めて受け止めること、心に深く刻み、追悼することが、何よりも求められていると強く認識されることです。

これら四つの課題をめぐって、市民モニターの会を踏まえて報告します。

以下、長いダッシュ(水平線)に続く文書は、市民モニターの意見表明の要約です。

(1) 子どもの権利条例を積極的に活かしていく職員研修の充実を

市民モニターは、日ごろ接する市の職員や学校の教員等とのかかわりを通して、子どもの権利条例がどう活かされているのか、活かされていないのか、さまざまに感じています。

——泉南市子どもの権利に関する条例は他市からも注目されているようだけれど、ほんとに職員や教員の中でその内容までが理解されているのだろうか。人事異動もある中で子どもの権利の理解が継承されているのだろうか。総じて研修の機会が少ないのではな

いか。子どもの権利は、何度も研修に参加する中で、わかっていくことが多い。一度研修を受けただけでは、子どもの権利を理解することは難しい。何度も学ぶ必要がある。

これらの意見は、市民モニターが職員や教員とのコミュニケーションの中で、子どもの権利条例に基づく共通の理解や認識が、なかなか得にくい、難しい、と感じられることが何回もあり、そうした経験をもとに表明されてきた市民としての意見です。

職員研修の充実という、具体的なとりくみを、強く市に求める意見となっています。

——ボランティア活動を通して知り合った子どもと話をしていると、学校でいじめられているとのことを漏らしてくれた。その子どもの名前など具体的なことは聞けなかったけれど、やや深刻な現状のようにも受け止められた。心配になってこれを教育委員会に伝えたが、返事は「(その子が)誰か特定できないかぎり対処できません」としか返ってこなかった。その事務的な返事に、市民としては悲しく、悔しい思いがした。

市民の思いとしては、すぐに対処しろと必ずしも求めているのではなく、子どもたちの置かれている現状を、教育委員会は市民と共有してほしい、というものと理解されます。子どもたちの置かれている環境を、子どもの権利条例に基づいて、より良く改善していくために、こうした市民からの声を積極的に受け止めて役立ててほしい、苦しい思いをしている子どもがいるということを受け止めて、市民と問題意識を共有してほしい、との願いといえます。

いいかえれば、小手先の対処や対処療法の繰り返しではなく、子どもたちの置かれている学校や地域社会の現状について、どんな問題や課題があるのかを教育委員会と学校は把握して、市民とも共有しあって、子どもの環境をより良く改善していく社会モデルアプローチのとりくみを具体化してほしい、との切なる思いとして、受け止められます。

——相談と救済の制度をつくることは急務であると、市民モニターもずっと言ってきたし、条例委員会の報告書でも繰り返されてきたけれど、それに対する市からの応答、フィードバックはなかった。中学生が自死する前に、救済制度はなぜつくられなかったのか、悔やまれる。自分たち市民モニターの意見や提案に、市からのフィードバックがなく、どのように子ども施策に活かされているのか、わからない。

「フィードバックがない」という声は他にもさまざまに聞かれました。これは別の言葉でいえば、行政や学校からの「説明責任が果たされていない」ということです。またそれは、「子どもの権利条例に基づく市民との対話がなされていない」ということでもあります。

これと同じことは、一つ上で紹介したいじめに関する教育委員会の対応においても、共通して指摘できます。声にならない声が、子どもからあがっていて、それを受け止めとめることのできた市民が、その声や願い、現状を市に届けようとしてきましたが、しかし、それらへの応答(フィードバック)がない、という泉南市の現状が指摘されているのです。

さらに、それと同じことが、2022年3月の子どもの自死に対する教育委員会等の対応についても指摘されています。子どもが自ら命を絶つという深刻な事態が起こったことについて、

それをどのように教育委員会・学校が真摯に受け止め総括して、どのような取り組みを進めようとしているのか等々、ほとんど明らかにされず、既に3年が経とうとしています。

子どもの自死に対する教育委員会等の説明責任が果たされていない——この問題は、これまでの本委員会の市長報告でも繰り返し指摘してきました。大きな問題が残されている現状が、今もなお続いているという実態が、市民モニターからも指摘されているのです。

このような、相当に深刻な現状を踏まえる中から、「子どもの権利条例を積極的に活かしていく職員研修の充実を」との意見が、市民モニターから提出されています。

したがって、市民が求める「職員研修」は、単なる形式的な研修ではありません。子どもを含む市民に対する「説明責任を確かに果たすこと」、また「子どもの権利条例に基づく市民との対話をつくっていくこと」、そのような「市民へのフィードバック」を実践していくことをも目的として、より充実した職務研修の実施されることが切実に求められています。

（２）子どもの権利救済制度の創設と実施運営に対する市民の願い

市民モニターの会での意見交換をもとに、その終了後にも、数人の市民モニターからレポートが寄せられました。ほぼ共通して、子どもの権利救済制度をめぐる意見が多く述べられていました。やはり、新たに設置されようとする子どもの権利救済制度は、市民から、さまざまに注目されています。

特に、条例改正案の前文を読んで、またその前文を起草した若者たちの声と思い聴いて、市民モニターからは次のような思いと意見が寄せられています。

——条例改正案の、前文の最後に追加される文章の一つひとつの文言、そこに込められた思いや願いを読み、またそれを起草した若者たちから話を直接聴かせていただき、感動しました。12年間この条例が「せんなん子ども会議」などを通して脈々と息づいてることをあらためて感じました。この思いにこたえるような条例改正にしなければならないと思いました。

救済制度の設置・運営にあたって、この市民の声をしっかりと受け止めることが必要です。

とりわけ「12年間この条例が「せんなん子ども会議」などを通して脈々と息づいてることをあらためて感じました。」という条例に対する積極的な理解や認識、そして「この思いにこたえるような条例改正にしなければならない」との市民の思いと願いが、市が行おうとする救済制度の設置と運営において、十分に尊重され、活かされていかねばなりません。

泉南市の子どもの権利条例の前文は、2012年制定当時の子どもたちが起草しました。しかし2022年、子どもの自死という深刻な事態が起きました。当時の子どもたち（現在の若者たち）は、まず何よりもその事実を受け止めて、前文を書き継ぐ文案を起草しました。

それは次のように綴られています。

私たちは12年間を条例のある泉南ですごし、
子どもの権利と出会い、ともに育ってきました。
私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。
「どうにもならないこともあるけれど、
人に助けを求めるハードルが低くなった」
「子どもの権利に後おしされて、新しい自分をみつけた。」
子どもの権利はやさしく心づよい存在です。
「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」
だからこそ、認め合える人と人のつながりを、ひろげていきたいです。
——権利とともに 私たちとともに——

この起草案を通して、どのような子どもの権利救済制度が今求められているのか、より見えるものになってきました。市民モニターの意見では、次のように述べられています。

——市民モニターの会で同じグループになった若者の方が「相談機関には行かない。信用できないから」とも言われました。それは過去の相談経験からで、相談者の思いを受け止めて話を傾聴するのではなく、「解決しなければならない」という、おとなの思いだけで相談が進められ、当の子どもの話が十分に聴かれることなく、結局は相談前よりも悪い状況になってしまったようなのです。

——新たに設置される子どもの権利救済委員会が、子ども不在のものになっては、設置したおとなの自己満足の負の委員会になると思います。子どもの最善の利益を図るためには、本当に子どもの意見を尊重できる制度にならなければいけない、と思います。委員会の設置には、子どもの意見も取り入れる必要があるのではと思います。

——子どもの権利救済委員会の設置と並行して、子どもの居場所づくりも考えなければとの意見もありました。子どもたちが心を許すおとなや、おにいちゃんおねえちゃん、仲間がいる場所が大切です。その中で本音や相談ごとが言えるのです。そこで信頼関係が出来ているおとなや年上の仲間が話を聴き、共感して寄り添う、また状況に応じて専門機関への相談に繋げることができるのでは、と思いました。信頼できる人に救済委員会に行ってみる？と言われると行ってもいいかなと心が動くかもと、前出の若者の思いでした。オンラインでの相談も受け入れやすいのではと思います。

——子どもの権利救済委員会は、「子どもの意見表明の尊重」を通して、子どもの最善の利益を第一に考えてとりくむ、そういう制度に、是非してほしいと思います。

市民モニターの会では、条例改正案の前文(上掲)を起草した若者たちから、そこに託す思いが語られました。文案は8時間に及ぶ議論のなかで起草されたとのことでした。

若者たちは次のように語ってくれました。

——書き継いだ前文の「私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。」との一行は、はじめは「子どもの権利を知ったから」と書いていました。でも、みんなで話し合ううちに、いや自分たちの実感としては、「知った」ではないよね、そうじゃなくて、「出会った」という方が、しっくりくるよね、「知った」というと、単に頭で覚えるだけで終わる感じ。だけど、自分たちの経験してきたことは、そうではなかった。「子どもの権利」を通して、いろんなことが視えてきたりして、そして現在がある、まさに「出会った」というのが、自分たちの正直な実感なのです。

——「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」との一行は、2022 年 3 月に□□さんが 13 歳で自ら命を絶った、その事実を自分たちなりに受け止めようとする中から、そして、自分たちの子ども時代のさまざまな出来事を振り返る中から、その両方が重なり合って、出てきた言葉です。たしかに、「子どもの権利」を知ったことによって、苦しくなることがありました。権利を知ったことで、人に助けを求めるハードルは低くなったけれども、でも、どうにもならないことが現実になり、希望が見えなくなるときがあります。

これは、とても重い述懐です。この言葉を、どう受け止めるか、問われています。

子どもは「子どもの権利」を知ることによって、希望を持つことができます。しかし、その「子どもの権利」が、実際には、おとなたちによって、この社会によって、必ずしも尊重されているわけではない、という現実にもぶつかったとき、子どもは「どうにもならない現実」に直面してしまう——そのような訴えとして、受け止めることもできます。□□さんの自死に関する第三者委員会の調査報告書を読む限り、そのように理解できます。

子どもが「子どもの権利」と出会って、自分はその権利の主体なのだと知りなおすことによって、その子どもにとっての希望が、開かれなければなりません。しかし、そうではない現実があることを、私たちはしっかりと受け止め、認識しなければなりません。

子どもが「子どもの権利」と出会うことを通して、困難な現実をより良く変えていくことができる、と希望を持つことのできる、そんな社会にしていかなければなりません。

そのためには、泉南市は子どもの権利条例を「絵に描いた餅」で終わらせることなく、あらゆる場面で、条例の理念と規定が、子どもたちに確かに保障されるように、不断に努力していかなければなりません。そして、おとなや社会に対する子どもたちの信頼を回復し、それを通して、それぞれの子どもの人生への希望を、応援していかなければなりません。

——自分は学校でしんどいことがあっても、親とかまわりに迷惑をかけたくないから、その場になんとか合わせて慣れていくしかなかった。でも子ども会議は、楽しい雰囲気の中で、自分のしんどいことでも安心して話せる場だった。子どもの権利救済委員会もそのような場にならなければ、子どもたちはそこに相談には行きにくいと思う。

——子どもは、信頼できるおとなにしか相談しない。相談しても解決しなかった経験をしたことがあると、子どもは相談すること自体をあきらめる。だから、「子どもの権利救済委員」と言われても、すぐには信頼できないかも。

子ども会議の経験にもとづく若者たちの意見は、たとえ子どもの権利を守る公的第三者機関であっても、おとなが想像する以上に、子どもにとっては相談することへの敷居が高いものであることを語っています。子どもの権利救済制度に子どもが安心してアクセスできるよう、制度運営に必要な環境や諸条件の整備が、設置者である市に強く求められます。市民モニターの会の最後に、若者たちから次のような要望意見が表明されました。

——条例改正に当たって、前文を書き継いでほしいと依頼を受け、自分たちは熱意をもって取り組み、応答しました。みんなで議論を尽くして起草した文案が、市長はじめ行政や学校のおとなの人たちに、どのように受けとめられているのか、その応答が欲しいという気持ち、これからどのように活かされていくのか、知りたい気持ちがあります。

子どもの自死を受けて新たに書き継がれた前文を、決して無駄にしないでほしい、この前文の子ども・若者の声、その願いに正面から応答できるだけの条例改正にしてほしい、との熱い思い、心からの願いが、そこでは静かに、語られていました。

さらにいえば、それは——さんの自死を思えばなおさら——子ども・若者の声とその願いを、今後決して踏みにじらないでほしい、との強い訴えでもあったと思えます。

ここでもやはり、市民としての子ども・若者に対する応答、フィードバック、説明責任の遂行、すなわち「子どもの権利条例に基づく対話」が、求められています。

（３）第 11 条「せんなん子ども支援ネットワーク」の実効ある実施を速やかに

市民モニターの会では、若者たちからの意見表明を受けて、その他のモニターからも、子どもの権利救済制度に関する課題が指摘されました。特に、子どもたちが救済制度にアクセスするまでには、さまざまなハードルがいくつもあると指摘する意見が聞かれました。

——子どもは、信頼できるおとなからの勧めなら、救済委員に話に行くことができるのではないかと。「そんな時には、ここに行けばいいよ」といった具合に、おとなが日常の中で子どもに伝えることも大切。子どもたちが手詰まりにならないような関係や仕組みが必要で、そのためには、市民同士の横のつながりが重要になってくる。

この「市民の横のつながり」は、条例第 11 条（せんなん子ども支援ネットワーク）が規定するところのものです。同条は、子どもの「社会から必要な支援を受ける権利」を具体的に保障していくために、まさに「市民の横のつながり」として「子ども支援ネットワーク」を具体化していくこと、これを市に課しています。しかし、同条は未実施のままです。

この第 11 条が、第 6 条「相談と救済」を支える有効な仕組みになるとの認識が、市民モニターの意見として提出されました。条例に対する積極的な理解と認識が、市民モニターの中で広がり育まれていることが感じられます。それだけになおさら市には、子どもの権利救済制度の設置とともに、第 11 条の実効ある実施を速やかに進めていくことが求められます。

さらに、新たに設置される子どもの権利救済制度が子どもにとって活用されるものになるには、第 4 条(せんなん子ども会議)や第 7 条(子どもの居場所づくり)との積極的な関係が重要だと指摘する意見も多くありました。

——子どもの権利救済委員会の設置と並行して、子どもの居場所づくりも考えなければいけない。子どもたちが心を許せる、おとなやおにいちゃんおねえちゃん、仲間がいる場所が大切で、その中で本音や相談ごとが言える。そこで信頼関係が出来ているおとなや年上の仲間が話を聴き、共感し寄り添う、また状況に応じて専門機関に相談することに繋げることができるのではと思いました。信頼できる人に救済委員会に行ってみる？と言われると行っていいかなと心が動くかもと、若者も話していました。オンラインでの相談も受け入れやすいのではと思います。

この意見は、泉南市で子どもの居場所づくりにとりくむ市民の経験から述べられたものです。任意に参加できる子どもの居場所の中で、おとなが子どもの相談を受けとめて、「こんなところがあるよ。ちゃんと話を聴いてくれるよ」と声をかける機会が増えていけば、子どもを救済制度につなぐことができる、と上述の意見とも重なるものです。

子どもと子どもの権利救済制度をつなぐには、学校や教育委員会など市の実施機関はもちろんのことですが、子どもの身近にいる市民の存在が、より大切だとの意見が多く出されました。そしてそのためには何よりも、子どもの権利救済委員会がそれらの市民に広く知られ、積極的に理解され、信頼され支持される機関とならなければ、ならないということです。

そのような市民に信頼され支持される、実効性のある制度運営のために必要な、積極的な条件整備や環境づくりが、制度の設置者である市(市長・教育委員会)には求められます。

また、その課題にも関係して、次のような意見もあります。

——市民のボランティアで実施する地域の子どもの居場所づくりのとりくみが、市役所の人たちから認知されていないように思います。私たち市民の活動を把握して情報をもっと発信してくれれば、悩んでいる子どもや親とつながることができるかもしれないのにと残念に思います。

子どもの居場所を運営する市民モニターの声です。第 11 条の「子ども支援ネットワーク」を具体的に実施していく中で、子どもにかかわる市民相互の情報発信や学習、交流や啓発を推し進めることができれば、市民同士のつながり、学校はじめ市の実施機関との連携、そして子どもの権利救済委員会とのパートナーシップが、育まれることとなります。そして「子どもが社会から必要な支援を受ける権利」の実現を支援していくことが期待できます。

（４）泉南市が「子どもの権利救済委員会」の創設にあたって深く心に刻むべきこと

今年もまた梅香る季節となり、弥生三月、子どもらの巣立ちのときを迎えています。

そして４月には、泉南市において子どもの権利救済制度が創設されようとしています。

今ここに臨んで、泉南市が最も深く心に刻むべきは、すなわち、この制度の泉南市における創設は、2022年3月18日、中学1年生であった□□□さんが自ら命を絶つという、その事実をもってして、かなえられようとするものである——ということです。

□□□さんの自死と、子どもの権利救済制度の創設と、この二つが密接につながっているものとして、私たちは改めて、受け止めなければなりません。

端的には、前者〈一人の子どもの自死〉によって、後者〈子どもの権利救済制度〉が、導かれた、と申さねばならぬ現実、今私たちは立っているのです。

それゆえ、「子どもの権利救済委員会」が設置されようとする現在、それに先立って、13歳の一人の子どもが——社会やおとなへの信頼や希望を失って——自ら命を絶った事実を、改めて受け止めること、私たちの心に深く刻むことが、今求められていると考えます。

その思いから、私たち子どもの権利条例委員会は、3月15日「□□□さんを追悼する会——泉南市子どもの権利条例の願いをもとに」をおこないました。

願わくは、2025年4月「子どもの権利救済委員会」の設置にあたり、その設置者となられる市長および教育委員会におかれては、この制度の創設に至る過程において自ら命を絶った□□□さんを追悼し、その尊厳の回復に努められんことを。心より願うところであります。

以上